

くまもとゼロカーボン行動(実践編 その3)

熊本県では、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として「2050年県内CO₂排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けた取組みを進めています。

先月に引き続き「くまもとゼロカーボン行動 実践編」と題して、家庭でもできる活動を紹介いたします。

◆シャワーの流しっぱなしはやめて、節水しましょう

シャワーのお湯を流す時間を1日1分短くすると、1年間でガソリン約12リットル(車で約230キロメートル走行)を使用した際の排出量に相当するCO₂を削減できます。

(年間 約28.6キログラムのCO₂を削減)

ガス・水道代も1年間で約4,300円節約できます。

◆マイボトルを持って出かけるなど、使い捨てプラスチックを減らしましょう。

1人当たり平均で年間100本以上捨てているペットボトルを削減することによりガソリン約11リットル(車で約210キロメートル走行)を使用した際の排出量に相当するCO₂を削減できます。

(年間 約24.8キログラムのCO₂を削減)

ペットボトル飲料代も1年間で12,000円節約し、ペットボトルゴミの排出量も1年間で4.4キログラム削減できます。

※注意 上記のCO₂削減量や節約金額等は、あくまでも目安になります。実際の効果やメリットは、各家庭の使用状況や時期によって大きく異なります。

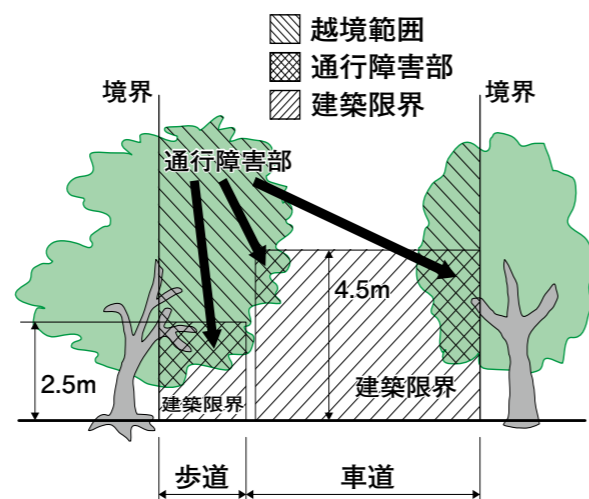
(活動に関する詳細・お問合せ) 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

道路に張り出している木の伐採にご協力を!!

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

よって、道路沿いで樹木を所有されている方は点検を実施していただき、危険な場合は伐採する等の措置を講じていただきますようお願いいたします。

問 熊本県道路保全課 ☎096-333-2495



食品適正表示推進者講習

※会場での集合形式ではありません。

【食品適正表示推進者って?】

本県では、食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の育成及び設置を図っています。

登録された食品適正表示推進者は、各事業所で次の業務を担います。

- 関係法令に基づき適正な食品表示を行うこと
- 消費者に、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- 役員、従業員に、食品表示に関する啓発を行うこと
- 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと

1 対象者

熊本県内の食品関連事業所の経営者、役員または従業員

2 実施方法

県ホームページに掲載された講習資料で学習した上で、同ページ内のアンケートを以下のいずれかの方法でご提出ください。

(1)掲載期間: 令和4年9月1日(木)~9月30日(金)

令和5年2月1日(水)~2月28日(火)

(2)掲載場所: 県ホームページ **熊本県 食品適正表示推進者講習** で検索

(3)提出方法: 掲載期間中にアンケートをFAX、メールまたは郵送。

FAX: 096-382-7403 メール: anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

郵送: 〒862-8570 ぐらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班

(↑この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)

3 資料内容(基礎的な内容です。)

食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法等

4 その他

(1)アンケートの提出をした人には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。

(2)インターネットの閲覧ができない人には、資料を送りますので下記のお問合せ先までご連絡ください。



お問合せ先
熊本県ぐらしの安全推進課
電話: 096-333-2290

母子健康手帳交付(予約制)

町では、安心・安全な出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に妊娠中の健康や、母子保健サービス等のご説明をしています。

母子健康手帳交付は、予約制になっておりますので、予約のご連絡をお願いします。

9月の母子手帳交付日は 8日(木)、22日(木)

10月の母子手帳交付日は 6日(木)、20日(木)

交付時間は、10時または11時です。

所要時間は30分~40分くらいです。

○持参するもの

- 妊娠届
- 個人番号カードまたは通知カード(マイナンバー)
- 印鑑



※上の日程でご都合がつかない場合は、保健センター(☎53-3298)までご相談ください。